

8. 指定物質抑制基準

事業者は、事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずることとしています。(大気汚染防止法第18条の42)

特に有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないものとして指定物質が定められており、これらを大気中に排出し、又は飛散する施設として指定物質排出施設が定められ、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに指定物質抑制基準が定められています。(大気汚染防止法附則第9項)

事業者は、自主的に指定物質を管理し、排出・飛散を抑制します。

(1) 指定物質排出施設（法施行令別表第6より）

施設の種類	施設の規模
1. ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための 乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもの
2. コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上のもの
3. ベンゼンの回収の用に供する 蒸留施設 (常圧蒸留施設を除く。)	—————
4. ベンゼンの製造の用に供する 脱アルキル反応施設 （密閉式のものを除く。)	—————
5. ベンゼンの 貯蔵タンク	容量が500キロリットル以上のもの
6. ベンゼンを原料として使用する 反応施設 (密閉式のものを除く。)	ベンゼンの処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
7. トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための 乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもの
8. トリクロロエチレン等の 混合施設 (密閉式のものを除く。)	混合槽の容積が5キロリットル以上のもの
9. トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する 蒸留施設 （密閉式のものを除く。)	—————
10. トリクロロエチレン等による 洗浄施設 (次号に掲げるものを除く。)	トリクロロエチレン等が空気に接する面積が3平方メートル以上のもの
11. テトラクロロエチレンによる ドライクリーニング機	処理能力が1回当たり30キログラム以上のもの

(2) 指定物質抑制基準（大気汚染防止法附則第9項の規定に基づく指定物質抑制基準）

指定物質の種類	施設の種類（頭数字は令別表6第1欄）	指定物質抑制基準（mg/m ³ ）		備 考
		～H9.3.31設置	H9.4.1以降設置	
ベンゼン	1 乾燥施設（溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるもの） 排出ガス量3,000 m ³ /時以上 1,000～3,000 m ³ /時	100 200	50 100	
	2 コークス炉	100	100	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量
	3 蒸留施設（溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの） 排出ガス量1,000 m ³ /時以上	200	100	
	4 脱アルキル反応施設（排出ガスをフレスタックで処理するものを除く。）	100	50	
	5 貯蔵タンク（浮屋根式（内部浮屋根式を含む）ものを除く。） 容量1,000 kL以上 500～1,000 kL	1,500	600 600	ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量
	6 反応施設（排出ガスをフレスタックで処理するものを除く。） 排出ガス量3,000 m ³ /時以上 1,000～3,000 m ³ /時	100 200	50 100	
トリクロロエチレン	7 乾燥施設（溶媒として使用したトリクロロエチレンを蒸発させるためのもの）	500	300	
	8 混合施設（トリクロロエチレンを溶媒として使用するもの）	500	300	
	9 蒸留施設（トリクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレンの回収の用に供するもの）	300	150	
	10 洗浄施設（トリクロロエチレンにより洗浄するもの）	500	300	
テトラクロロエチレン	7 乾燥施設（溶媒として使用したテトラクロロエチレンを蒸発させるためのもの）	500	300	
	8 混合施設（テトラクロロエチレンを溶媒として使用するもの）	500	300	
	9 蒸留施設（テトラクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したテトラクロロエチレンの回収の用に供するもの）	300	150	
	10 洗浄施設（テトラクロロエチレンにより洗浄するもの）	500	300	
	11 ドライクリーニング機（密閉式のものを除く）	500	300	